

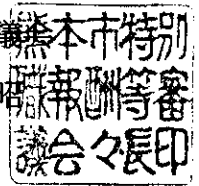
(写)

令和8年(2026年)1月16日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市特別職報酬等審議

会 長 堤 裕昭



特別職報酬等の適正な額について(答申)

令和8年(2026年)1月7日付け労厚発第409号により当審議会に諮問のありました市長及び副市長の給料並びに議会の議員の議員報酬の適正な額について、別紙のとおり答申します。

答 申 の 内 容

- 1 市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の議員報酬の額は、改定することが適当である。
- 2 改定後の額は、次のとおりとし、改定の実施時期は、令和8年4月1日とすることが適当である。

市 長	月額	1, 3 0 3, 0 0 0 円
副 市 長	月額	1, 0 3 6, 0 0 0 円
議 長	月額	8 9 7, 0 0 0 円
副 議 長	月額	8 1 7, 0 0 0 円
議 員	月額	7 4 0, 0 0 0 円

意 見 の 内 容

特別職の期末手当の支給の割合の定め方は、国家公務員のうち指定職俸給表が適用されるものを参考に定めることが適当である。

審 議 の 経 過

本審議会は、令和8年1月7日、熊本市特別職報酬等審議会条例第3条及び熊本市特別職報酬等審議会条例施行規則に基づき、熊本市長から特別職の報酬等の額について諮問を受け、他の政令指定都市における報酬等の状況や本市の現状など、特別職の報酬等に関連する諸情勢について、公正かつ客観的な立場から率直に意見を交換し、慎重に審議を行った。

1 改定の経緯

今年度、一般職の給与が本市の民間給与の動向を反映し改定されたことから、特別職の報酬等についても改定を検討すべき状況にある。

もとより特別職の報酬等は、市民の理解を得られるものであるとともに、その職務と責任にふさわしいものでなければならない。

本市の特別職については、少子・高齢化や人口減少が進む中、多様化する市民ニーズに応えながら、慢性的な交通渋滞への対策や、激甚化・頻発化する自然災害への対応等、様々な取組を進めていく責任を担っており、その果たすべき役割は年を追うごとに高度なものとなっている。

一方、本市の一般職については、国における「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」に準じ、時代の要請に即した給与制度への抜本的見直しが図られているところであり、特に、今年度当初には、重い職責を担う職員に対し役割に見合った処遇を確保するため、局長級及び部長級の職員の給与水準の大幅な引き上げが実施された。

また、今年度の人事委員会勧告では、本市の民間給与の実態調査の結果に基づき、3.88%という極めて高い割合で一般職の給与を改定することが示された。これは、人事院や地方公共団体の人事委員会が示した割合の中で最も高く、この勧告に基づいて実施された給与改定によって、局長級をはじ

めとする一般職の給与が大きく引上げられた。

このようなことから、特別職各位に対しては、より一層の精励を期待するとともに、その極めて重い職責を十分に反映した報酬等に引き上げる方向で議論がまとまった。

引き上げ後の報酬等の額については、各報酬等が他の政令指定都市との比較において下位に位置していることのほか、給与制度の抜本的見直しや本市人事委員会勧告の内容、改定に伴う財政面での影響等を総合的に勘案した結果、今年度における本市の局長級職員給与の改定率と同程度引き上げることが適当であるという結論に達した。

よって、改定額は以下のとおりとすることが適当である。

	[現行額]	[改定後]	[改定額]
○市 長	1,207,000 円	1,303,000 円	(96,000 円)
○副市長	960,000 円	1,036,000 円	(76,000 円)
○議 長	831,000 円	897,000 円	(66,000 円)
○副議長	757,000 円	817,000 円	(60,000 円)
○議 員	686,000 円	740,000 円	(54,000 円)

2 実施時期について

実施時期は、過去の改定の実施状況等を踏まえ、令和8年4月1日とすることが適当である。

3 特別職の期末手当の支給の割合について

本市の特別職の期末手当の支給の割合については、以下の理由から、これまでの考え方を継承し、国家公務員のうち指定職俸給表が適用されるものを参考に定めることが適当であるという結論に達した。

- (1) 本市特別職には、これまで、国家公務員のうち指定職俸給表が適用されるものの賞与の支給の割合と同じ割合で期末手当を支給しており、審議会においても、当該期末手当を前提とした年収が妥当なものとなるよう、特別職の報酬等の額を審議してきたこと
- (2) 現在の本市特別職の期末手当の支給の割合は、特別職の年収に占める期末手当の比率や、特別職と一般職との賞与支給額の差などを踏まえ、概ね適正であると考えられること
- (3) 特別職の期末手当の支給の割合を一般職の国家公務員と連動させることで、結果的に社会経済情勢に応じた対応が可能となること
- (4) 熊本県のほか、他の政令指定都市の半数以上においても、特別職に対して本市と概ね同程度の期末手当が支給されており、本市と同様に支給の割合が改定されている状況にあること

4 今後の検討課題について

審議会では、これまで、副市長の給料の額及び議員報酬の額について、市長の給料の額と概ね同率での改定を答申してきたところである。しかしながら、行政の執行機関の長として最終的な責任を担う市長、及び同じく執行機関として市長に次ぐ責任を担う副市長の給料と、議事機関として議決権の行使や執行機関の監視を担う議会の議員の報酬とでは、その性質におのずと差が生じるべきものと考えられる。

これを踏まえると、執行機関たる市長及び副市長の給料については、今後も今回の答申のように一般職の給与に一定程度連動させる必要性が認められる一方、議会の議員の議員報酬については、必ずしもこれと連動する必要がないのではないか、という意見があり、今後の検討課題とすることとなった。

熊本市特別職報酬等審議会

会 長 堤 裕 昭

会長職務代理者 植 村 米 子

委 員 久 我 彰 登

委 員 坂 口 洋 一 朗

委 員 世 良 喜 久 子

委 員 東 原 福 美

委 員 森 田 康 昭